

総合積立式定期預金規定

1 預金の受入れ等

- (1) 総合積立式定期預金「スーパージャンプ」(以下「この預金」といいます)の預入れは、1口1万円以上千円単位とします。預入れのときは、必ず総合積立式定期「スーパージャンプ」通帳(以下「この通帳」といいます)を持参してください。
- (2) この預金は、口座振替によるほか現金・小切手・その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。ただし、払戻しおよび書替継続は本店のみで取扱います。
- (3) この預金口座には、あらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用を受けるため、非課税限度額を設定することができます。
- (4) 現金自動預入支払機による預入れについては、1口1万円以上とし最低預入れ券種は千円券以上とします。この場合、現金自動預入支払機が現金を確認したうえで預入れの手続きをします。

2 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類(以下「証券類」といいます)を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、当店で返却します。

3 預金の種類、継続方法等

- (1) この預金は、預入れの都度、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長お預り期限とする1口の期日指定定期預金として預入れるものとします。(以下、1口の期日指定定期預金を「個別預金」といいます)
- (2) 個別預金は、最長お預り期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ個別預金に自動的に継続します。
- (3) 前頁の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金を個別預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長お預り期限までにその旨を当店の申出てください。

4 預金の支払時期等

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合、((3)により継続停止の申出があったものとして取扱われる場合も含みます)に満期日以後に支払います。
- (2) 個別預金の満期日は、次のとおりとします。

① (削除)

- ② 据置期間満了日（継続されたときは継続日の1年後の応当日）から最長お預り期限（継続されたときは継続後の預金の最長お預り期限）までの間の任意に指定された日。満期日を指定する場合は、当店に対して1か月前までに通知するものとし、個別預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。ただし、指定した満期日以前に①の満期日が到来した場合および指定した満期日以後①の満期日までに指定された金額が解約されなかった場合は、満期日の指定がなかったものとして取扱い、①の満期日を満期日とします。
- ③ ②による満期日の指定がなかった場合は、最長お預り期限を満期日とします。
- (3) (2)の②により一口の個別預金の全部または一部について満期日が指定された場合は、同時にその一口の個別預金全部について継続的停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一口の個別預金の一部について満期日が指定された場合、その満期日から1か月後の応当日（その満期日の1か月後の応当日前に最長お預り期限が到来するときは最長お預り期限）までの間に、満期日が指定された金額が解約されたときは、その残りの金額については最長お預り期限到来時に自動的に個別預金として継続します。
- (4) (2)の②により指定された満期日の1か月後の応当日（その満期日の1か月後の応当日前に最長お預り期限が到来するときは、最長お預り期限）までに満期日が指定された金額が解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取扱います。また同時に継続停止の申出もなかったものとして取扱い、最長お預り期限到来時に自動的に期日指定定期預金として継続します。ただし、別に継続停止の申出がなされた場合は継続を停止します。

5 当座貸越

この預金を別に提出を受けた取引印鑑票等に記載の総合口座取引の定期預金として利用する場合、この通帳は「総合口座自動継続定期預金（担保明細）」（以下「この明細帳」といいます）となりますので、本規定に「この通帳」とあるのは「総合口座自動継続定期預金（担保明細）」と読み替えてください。また、この、明細帳記載の定期預金は、本規定によりお取扱いするほか、本規定に定めない事項については、総合口座取引規定によりお取扱いいたします。ただし、総合口座取引の普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、この明細帳も持参してください。

6 市場金利連動型定期預金の自動振替

(本条削除)

7 利息

- (1) この預金の利息は、次の利率を用いて、1年複利の方法により計算します。
- ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
店頭提示の定期預金の1年ものの利率
- ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
店頭掲示の定期預金の2年ものの利率

- (2) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の継続日）から適用します。
- (3) 少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、3の(2)(3)(4)の規定にかかわらず、利息を元金に組入れることなく、あらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (4) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約日の場合………解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合………書替継続後の定期預金の利率
- (5) 当行がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

8 預金の解約、書替継続

(本条削除) ※第13条 解約等(2)に包含

9 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

10 印鑑照合

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11 譲渡、質入れの禁止

この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

12 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

13 解約等

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

14 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以 上